

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐那河内村長 岩城 福治

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 佐那河内村 (36321) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 佐那河内地区 (高樋、嵯峨、宮前東、宮前西) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年12月23日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| | |
|-----|---|
| 高樋 | <p>① 一ノ瀬、尾境集落では、農家の高齢化と鳥獣害の増大によって生産意欲は益々減退している。10年後の耕作が期待できる実質的な担い手は兼業農家2名で今後増える見込みはない。</p> <p>② 菅沢集落では、どの農家も家族全員で耕作に当たっており、1人でも欠けると管理に制限が生じ一部の農地は手入れが行き届かなくなる。</p> <p>③ 根郷集落では、27戸の農家があり、そのうち高齢者農家が8割を占める。、現在後継者が決まっていない農家が多く、離農が進めば荒廃農地が多く生じるおそれがある。</p> |
| 嵯峨 | <p>① 中分東集落15戸、中分中集落14戸の内農業で生計を立てているのは12戸が現状である。当地区はみかん、スタチ、シイタケ栽培が主体となっているが、専業農家は11戸であり、年齢も60歳未満の者は3名になっている。退職後就農が期待出来る者は2名程度いる。反面数年後には、離農が見込まれる者が4名程度いる。</p> <p>② 共栄、嵯峨集落では、25年間で集落協定参加者も耕作地も半減し、農地が点在化し、鳥獣害被害が全体的に増大し苦慮している。</p> <p>③ 上嵯峨集落では、次の6期目では、現在の参加農家より7～8戸は少なくなる見込みである。主な作物が果樹であるため機械化はできない。シカ等の被害も拡大している。この先、ほとんどの農地で耕作ができなくなる可能性があり苦慮している。</p> |
| 宮前東 | <p>① 馬越集落では、集落全体で高齢化が進み荒廃農地化が進んでおり、担い手がいるのも施設栽培農家だけで、果樹や水稻農家にはおらず、後継者のほとんどが別の職業についており、今後も農業には従事しないようである。</p> <p>② 幸田集落では、兼業農家による飯米の生産が中心であり、農地の賃貸借による、経営改善の動きはみられない。保有農地の保全管理の意識は高いが、高齢化と農産物価格の低迷により継続性には疑問が残る。</p> <p>③ 蝮塚集落には、9戸の農家があるが3戸以外は75歳以上の夫婦または独居世帯であり、後継者もいないため5年後10年後には離農する農家も出てくるおそれがある。</p> |
| 宮前西 | <p>① 秋城集落は、山間農地が多く、草刈りや水利に手間がかかり採算性が悪く、離農する者が多い。</p> <p>② 仁井田・谷集落では、鳥獣被害が拡大しており、特に山間地域は被害が大きく対応がするのが難しい。農地の借り手もいない。</p> <p>③ 北山集落では、急傾斜地にすだち、みかんの果樹栽培が多くをしめている。この地区の農家では、高齢化が進んでおり、また、鳥獣害による被害も深刻である。このため、10年後も農業が続けられるのは、4戸程度である。現在、地区で農業に多少なりとも携われるのは20戸であるが、ある程度の出荷経営をしているのは10戸程度である。</p> <p>④ 西府能集落では、20戸の農家があるが、60歳未満が2戸、60歳以上65歳未満が2戸、65歳以上70歳未満3戸、70歳以上75歳未満が4戸、75歳以上が9戸となっており高齢化が進んでいる。後継者も決まっていない農家が多く厳しくなっているのが現状である。鳥獣被害が拡大しており、防護柵等への支出が増え営農継続を一層困難にしている。</p> |

(2) 地域における農業の将来の在り方

| | |
|------|--|
| 地区全域 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区全域を通じて、担い手となる中心経営体の少なさが課題となっている。 ・中心経営体の確保としては、定年退職してから世帯で所有する農地で就農を開始する後継者を始めとして、村外からの就農希望者を募り、貸し出し希望農地と円滑に結びつける必要性がある。 ・また、農業の持続的な発展を図り地域経済を振興させるためには、高収益作物の導入などを積極的に進めることが必要であることから、さくらももいちご、すだち、みかん、ゆず、キウイフルーツ、細ねぎ、しいたけ、菜の花、甘長を主体として農業の確立に努める。 ・しかし、農業従事者の高齢化が進行しているとともに農業後継者のいない農家も増加している状況であり、今後においては、機械更新や世代交代を機とした急速な農家戸数の減少が懸念される。 ・また、農道や用水等の設備を修繕しなければ営農に支障がある農地も多く、新たな担い手となる中心経営体に集約化する上で、設備の整備・修繕が必要となる。 |
| 高橋 | <ul style="list-style-type: none"> ① 一ノ瀬、尾境集落では、耕作を続けたい気持ちがあっても隣接地が耕作放棄地になると継続が困難となり10年後は地区内の米作りはなくなる事が懸念される。農業を続ける者への村独自の特別な対策が必要である。 ② 菅沢集落の意見としては、村の特産品であるイチゴのブランド力の維持に努め、水田については、機械を有する若手への集約化を図る。 ③ 根郷集落では、担い手となりうる若い世代自体が7農家くらいしかなく、地区外から中心経営体を呼び込むことを目指すとともに、地区全体で後継者のいない農家に貸出を促していく。 ④ 農地所有適格法人の1経営体が現在就農中であり、経営地周辺の集約化が見込まれる。 |
| 嵯峨 | <ul style="list-style-type: none"> ① 中分東・中分中集落の農地の形状は段々畑が多く、集約性には富んでいないため、農地の貸借については、目立った動きはない。しいて言えば、スタチ等の改植で、省力化を図る程度である。 ② 共栄、嵯峨集落では、現在農業として成り立っているのは、いちご、しいたけ、スタチ等ですが、どれも重労働で後継ぎが育たない状況が続いている。 ③ 上嵯峨集落では、今後担い手となりえる農家は、4～5戸あたりである。後継者がいない農家がおおく、現在の資材の高騰ではハウスにするのも不可能である。 |
| 宮前東 | <ul style="list-style-type: none"> ① 馬越集落では、作業効率の良い農地を造成し、みかん、すだち、キウイを栽培してはどうか。また、共同で利用できる貯蔵庫の設置も必要である。 ② 幸田集落では、担い手への農地の集約要請があれば柔軟に対応する。 |
| 宮前西 | <ul style="list-style-type: none"> ① 地区内において棚田を中心に水稲を行う担い手がおり、経営体として経営拡大の意思があれば経営地周辺での集約化が検討される。農業法人を設立するという話も聞かれる。 ② 北山集落では、急傾斜地での果樹栽培が中心であり合理化や機械化をおこなっても大規模な集約は難しい。すだちの商品価値が見直されており、すだち栽培は有望と思われる。また、本村の貯蔵みかんも有望と思われる。すだち、みかんは栽培ノウハウが有り、立木や園内道も残るので、広く担い手を募りたい。 ③ 西府能集落では、棚田、段々畑が多く農地の集約化が困難であるため、比較的条件的の良い農地を地区内の担い手に集約化し、残りの農地を定年退職者で守る方針が検討される。 |

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 381 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 381 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|--|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。 |
|--|

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 作業労力の軽減、利便性の向上を図るため、農道、農業用排水、農用地の区画化・汎用化等の農業基盤整備を施行する場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業など国や県等の補助金制度を積極的に活用する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 果樹の新規就農者が学ぶ機会として、果樹アグリスクールを開催するほか、徳島かんきつアカデミーの受講料等の補助を行う。さくらもいちご農家の確保・育成については、いちご栽培振興協議会が研修から就農までをサポートする。また、Uターン者向けに、シニア世代経営開始支援事業、移住等新規就農者経営確立支援事業を、若手の新規就農者には、新規就農者育成総合対策の経営開始資金、経営発展支援事業を活用し、早期の経営確立を後押しする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①猟友会と協力し鳥獣捕獲の継続をすると共に侵入防護柵の整備を進める。防護柵用経費の補助金の額は、鳥獣害防護柵購入補助金交付要綱による。また、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②環境への負荷低減による持続可能な生産体制の構築を目指し、「みどりの食料システム戦略」をふまえた、クロスコンプライアンスの取り組みを推進する。また、有機農業への段階的な取り組みとして、化学肥料、化学合成農薬を低減する取組を推進する。
- ③農業経営の状況を踏まえ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ⑦必要に応じて地域の共同活動を通じて、地域資源について保全・管理していく。